


介護保険料が改定されました

介護サービス基盤の強化を進めます

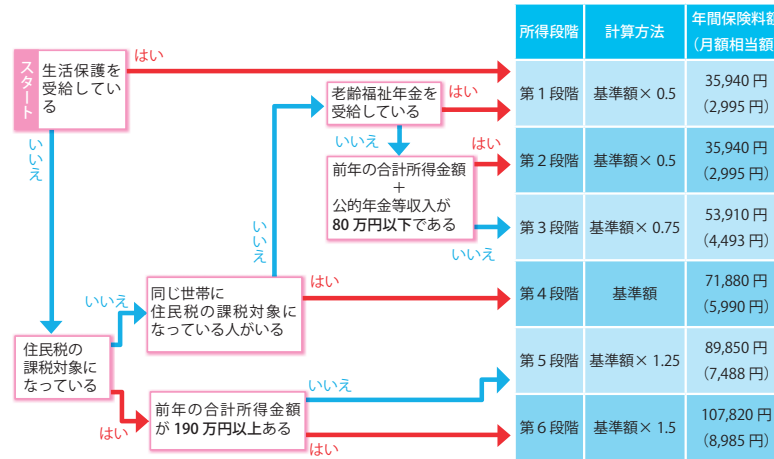
市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活するための「地域包括ケア」の推進を図るとともに、特別養護老人ホームへの入所希望ニーズを勘案し、介護サービス基盤の強化を行います。

平成24年度から平成26年度については、下表のとおり特別養護老人ホーム及び地域密着型サービスの整備について募集を行います。

特別養護老人ホーム			地域密着型サービス	
募集の概要			募集の概要	
(1) 募集する法人 平成24年4月1日現在、市内で入所定員が50人以下の特別養護老人ホームを運営する法人			(1) 募集する法人 ○平成24年4月1日現在、市内に住所を有する法人であり、介護サービスの運営経験を有していること ○本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること ほか	
(2) 募集する整備床数			(2) 募集するサービスの種類(箇所数)	
事業開始年度	平成25年度	平成26年度	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護(2箇所) ②小規模多機能型居宅介護(5箇所) ③認知症対応型通所介護(共用型)(3箇所)	
整備床数(100床)	40床 20床×2箇所	60床 20床×3箇所	(3) 事業開始の年度 平成24・25年度	
※1法人における整備可能数は20床以内とします。				
(3) 募集する整備内容 既存の施設の増床とし、増床する部分の居室構造は、従来型個室とします。				

※詳細については、市ホームページをご覧ください。

介護保険料の所得段階を確認してみましょう (65歳以上)



これまで「広報かのや」等でお知らせしましたが、平成24年度から平成26年度の3か年における介護サービスにかかる費用を推計し、この期間に要する費用を約29.4億円と見込みました。

これをもとに、65歳以上の人の負担割合(21%)に見合う介護保険料を算定したところ、介護保険料の引上げ改定を行うこととなりました。各所得段階における保険料額は上表のとおりとなります。

なお、平成24年度の介護保険料については7月に決定し、7月中旬以降に皆さんに通知書を発送する予定です。

【問い合わせ】
市高齢福祉課
☎0994-311116

平成24年4月からの介護保険料が改定

介護支援ボランティアを募集します

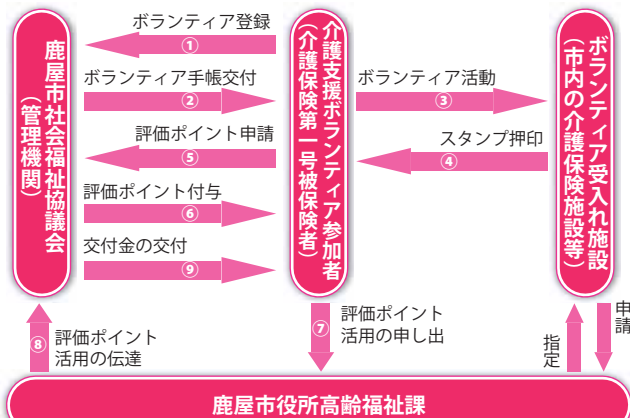
平成24年7月から介護支援ボランティアの募集を開始します。

登録手続きの窓口は、鹿屋市社会福祉協議会(リナシティ2階)及び同協議会吾平・輝北・串良支所となります。

なお、手続きの際は印かんと介護保険証を持参してください。

【問い合わせ】
鹿屋市社会福祉協議会
☎0994-44-2951

介護支援ボランティア制度の流れ



介護支援ボランティア制度が始まります



市では、介護予防事業の一つとして、平成24年7月から介護支援ボランティア制度を開始します。

この制度は、高齢者が市内の介護保険施設等でボランティア活動を行うことで、地域貢献や社会参加を通して介護予防に役立てることを目的としています。また、高齢者が指定された介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その実績に応じて付与されるポイントを、本人の申し出により換金できる仕組みです。

- 対象者 市内在住の65歳以上の市人(介護保険第1号被保険者)で、要介護1~5の認定を受けていない人
- 対象者 市内在住の65歳以上の市人(介護保険第1号被保険者)で、要介護1~5の認定を受けていない人
- 交付金 集めたスタンプを年度末に評価ポイントに換えることができます。※年間5千ポイント=5千円が上限です。
- ボランティア登録 市社会福祉協議会で登録し、研修を受講すると手帳が交付されます。
- 活動内容 話し相手、施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動を行います。
- ポイント 1時間の活動で1スタンプ(100ポイント)、1日2スタンプが上限です。